

四

扱いますので、そうした点について特別に予算的の配慮を設けておるわけではございません。

○矢嶋三義君 私の伺いたい焦点は、旧制大学当時の大学院と新制大学に続く大学院とは性格も違うことであるし、修業年限も違つておりますし、学制全般がずつと變つて来ておるわけですから、大学院志望者がどの程度あるかはわからないとのことでございますけれども、できるだけ大学院に学生諸君が進んで勉強、研究できるように環境をこしらへ上げるということが、日本の學術文化の水準の向上のために絶対必要だ、こういう考えの下にこの三千という数字を考えますと、どうも納得しかねる点があるわけなんですけれども、先ほど説明がありました、どうも私それで十分了解できません。全く大学院に進んで研究したいという学生さんはどの程度おられるということとを全然つかんでいらつしやらないのですか、その点重ねて伺いたい。

○政府委員(稲田清助君) この点につきましては、大学当局としてもなお極く最近まで大学設置審議会の審査が継続いたしておりましたことでもあり、又我々の側から行きますれば、先ほど申し上げましたように、予算も法律も未成立であるときに、現実的に生徒募集ということをしていましては、これは控えるべきことだと考えまして控えておつたわけで、現実的にはまだ遺憾ながらつかんでないわけでございます。

○矢嶋三義君 それでは次にこれと関連する点をお伺いしますが、それは当然大学院の設置については私は人件費並びに施設整備に要する経費といふものを伴ふと思つております。今朝配付されました予算案によりますと、国立文教施設整備費として三億六千万円が計上

されてゐるわけですが、これは当初十八年度の年間予算としては文部省は五十三億を要求した、ところが先国会に出された予算案に約二十億が出ておつたわけですが、このたび暫定予算に三億六千万円と出ておるわけですが、恐らく大学院を設置すれば、私はその施設整備費といふものは相当必要なものではないかと思つております。この大学の整備についてはいろいろ問題があるが、昨日も若干御質問申上げたのですが、私必要だと思つておるのですが、どの程度予算化されておるか。人件費には先ほどの提案理由によると、大学院の開設によるもの百名とあるが、十二大学に大学院を設置して百名程度でよろしいのかどうか。これは人的な面からも又物的な面からも日本の基礎的並びに応用的な研究といふものは非常に環境が不十分であると、世界の水準に非常に立ち遅れてゐるということが識者の間で強く論じられてゐるのですが、ここに新たに大学院が新設しようとするに當つて私はそういう点は是非とも是正されなければならぬと考えるのです。それから人の関係の百名、それから施設並びに整備費はどういうふうになつてゐるのですか、その点答弁を求めます。

○政府委員(稲田清助君) 只今の点も前国会の機会にお答え申上げたのですが、第一に大学院につきましても、先ほど申し上げました大学院設置基準におきましても、学部の人員、学部の施設を以て充當いたしまして、特別に大学院の専用の人的要素といふものを要求してないわけでございます。又事柄の性質からいいますと、学部と或いはこの大学院というものは同じ講座を基礎

として施設を共用いたしましたのでございするものでございます。ただ一部の私立大学等におきまして、従来研究室等の設備がない部分につきましては、この際大学院のためのいろいろ建築その他をお作りになつてゐるというのがあるが、いま申し上げても、国立大学につきましては旧帝大、旧官立大学を基礎とした十二の大学につきましては、一応施設としては置けるという見込を以て我々も計画いたしましたし、設置審議会におきましても審査合格いたしておるのでございます。併しお話のように学部それ自身といたしまして、なおその施設を充実する必要があると考えまして、例えば十二大学のうち工大その他につきましては、理学部その他の建築費を前回は要求いたしておつたわけでございます。それが二十億のうちにあつたのでございしますが、今回暫定予算といたしましてはつかみで二カ月分相当を計上したわけでございます。勿論全体の予算が成立いたしませんと行き渡つた計画はできないのでございすけれども、大学院と建物の関係はそういう考えをいたしております。

更に百名といふのは何かというお尋ねでございますが、一応私どもはここに計画いたしました十二の大学につきましては、講座組織が一応十分であると考へて計画いたしましたのでございす。更にその講座につきまして、いわゆる不完全講座と申しまして、定員の欠けておる部分があるのです。これを年次進行によつて大よそ四カ年で充足するとすれば、最初の年は百名充足すれば出発し得るという計算をいたしておる次第であります。

○矢嶋三義君 大学院は現在ある大学の施設設備を利用してそうしてやるから云々という答弁でございますが、これは私若干理解できない点があるのです。そういうことは、確定はいたしておりませんが、この大学の問題については、政府としては学問を主とするところの大学、教員養成を主とするところの大学、職業教育を主とするところの大学の三つに性格付けしようという御見解を持っておられるわけですが、従つて大学院を新設するに當つてもそれと併せ考えられてゐると思うのですが、このたび大学院を設けるところの十二大学は、これはいずれも皆さんがたとしては学問を主とするところの大学にしよう、こういうふうに予想されてゐるところの大学でございます。併し大学には大学の使命があるわけですが、大学院には大学院の使命があるわけですが、学校教育法の五十二条によりますと、「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の學芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」とあるのです。第六十五條の「大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」、こういうふうにして大学及び大学院をそれぞれ定義づけておられるわけですが、こうなりまして、今既設の大学の施設設備で事足りるといふ点は、私は理解いたしかねるところがあるわけですが、この点について文部大臣の答弁を煩わしたいと思つております。

○國務大臣(岡野清素君) お答えを申し上げます。私は只今のところでは、今の施設設備を利用してそうしてやるから云々という答弁でございますが、これは私若干理解できない点があるのです。そういうことは、確定はいたしておりませんが、この大学の問題については、政府としては学問を主とするところの大学、教員養成を主とするところの大学、職業教育を主とするところの大学の三つに性格付けしようという御見解を持っておられるわけですが、従つて大学院を新設するに當つてもそれと併せ考えられてゐると思うのですが、このたび大学院を設けるところの十二大学は、これはいずれも皆さんがたとしては学問を主とするところの大学にしよう、こういうふうに予想されてゐるところの大学でございます。併し大学には大学の使命があるわけですが、大学院には大学院の使命があるわけですが、学校教育法の五十二条によりますと、「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の學芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」とあるのです。第六十五條の「大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」、こういうふうにして大学及び大学院をそれぞれ定義づけておられるわけですが、こうなりまして、今既設の大学の施設設備で事足りるといふ点は、私は理解いたしかねるところがあるわけですが、この点について文部大臣の答弁を煩わしたいと思つております。

ばならない、暫定措置でございますから、最小限度の点において私はこの際皆さんの御審議を願うべき筋合のものと思ひます。併し将来如何にして行くかという点につきましては、私は言明を差控へさせていただきます。こう考えます。

人事に介入するならば大学院は設置しないと強硬態度をきめたということも報道されているわけですが、これは私相当重大な問題だと思ひますが、もう一遍文部省当局のはつきりした見解を述べて頂きたいと思ひます。

もう少し教授力を全体的に充実にすることを考えられるか、それらはまあ大学院において自由に選ばれるわけでございます。要するに大学設置審議会は研究科が成り立つか、大学院が成り立つかという点を答申せられるだけで、ただその審査の過程において大学側とそうしたいらう御相談があるわけでございます。と申しますことは、別にそれらの某々の教授が大学院の教授として教授してはいけない、或いはこれを排除すべしというようなことを毛頭申上げておるわけではないのです。その点について多少誤解があつたかも知れませんが、当該の早大の総長は設置審議会の会長でもあり、慶大の総長その他教授は皆設置審議会の常任委員その他加つておられる。各大学とも皆誤解を持たれつつあつたことだと私も確信いたしております。

いて先般の義務教育学校職員法には文部省の中央においての指揮監督権というものが否定はされてない。この大学院の場合を考えましても、大学には教授会というものがあつて、大学にはあなたが答弁されたように、人事においては学校教育法の第四條を適用してやる、こうなれば基準というものを示して、その基準の範囲内において各大学が自由に取運ぶことができるようにしておくことが、研究の自由及び学問の自由というものが確保されるゆえんだと思つておられます。それを大学設置審議会の運営が紙一重で、口頭で如何にうまいことを言おうとも、運営によつてその大学院の何々教授は適當でないとか、この教授にやらしたほうが適當だとかという点に介入して来るということは、これは私は学問の独立、研究の自由という点から相當に私は重大な問題だと思つておられます。こういうふうな考え方から私は伺つておられるわけですが、大学設置審議会の内部、更に文部省内においてもこれについて何か反省されたようなことはないのをごさいますか。

も先ほど来繰返し申上げておりますように、御自身で大学があつていふふうにお作りになりました大学院基準、これによつてやつておられるわけでございます。決して別に統制めいた性格は本来ないのでございます。ただ運用につきましてはいろいろの場合において起ります誤解或いは摩擦等につきましても、先般来大学設置審議会とされても十分慎重な態度を持しておられるわけでございます。

○矢嶋三義君 次は私は大学設置審議会の件について昨日に引續いて更に若干お伺いしておきたいと思ひます。昨日の質疑応答では、大学学術局長は、大学設置審議会は人事権には絶対介入しない、大学院の人事については教育公務員特例法第四條を適用してやるのだ。ただ大学院がその大学で成立つか成立んかという、そういう立場において検討するのであつて、人事には介入しないのだ、こういうような御答弁があつたわけでございますが、本日朝日新聞の朝刊に早稲田大学の北沢先生が「大学設置審議会の逸脱」という題目の下に見解を発表されている、これを拝見しますと、私は昨日懸念したような点が多々出ておつたわけなんです。朝日新聞でもあるし、大学の教授が堂々と名前を出して執筆されている以上、若干やはり私は問題があると思ひます。大学学術局長は問題がないような御答弁をされておりましたが、この記事を見て随分問題があると思ひますが、従つて私は重ねてお伺いいたしますが、大学設置審議会の委員諸君は、この科目は何々教授に担当さすことは認めない、個々の科目の適、不適を、個々の担任者の適否を云々するということを実際やつておられるんですか、やつておられるんじゃないかと思ひますね、又は別の報道するところによりますと、この慶大の法学部の教授会は、

人事に介入するならば大学院は設置しないと強硬態度をきめたということも報道されているわけですが、これは私相当重大な問題だと思ひますが、もう一遍文部省当局のはつきりした見解を述べて頂きたいと思ひます。

もう少し教授力を全体的に充実にすることを考えられるか、それらはまあ大学院において自由に選ばれるわけでございます。要するに大学設置審議会は研究科が成り立つか、大学院が成り立つかという点を答申せられるだけで、ただその審査の過程において大学側とそうしたいらう御相談があるわけでございます。と申しますことは、別にそれらの某々の教授が大学院の教授として教授してはいけない、或いはこれを排除すべしというようなことを毛頭申上げておるわけではないのです。その点について多少誤解があつたかも知れませんが、当該の早大の総長は設置審議会の会長でもあり、慶大の総長その他教授は皆設置審議会の常任委員その他加つておられる。各大学とも皆誤解を持たれつつあつたことだと私も確信いたしております。

いて先般の義務教育学校職員法には文部省の中央においての指揮監督権というものが否定はされてない。この大学院の場合を考えましても、大学には教授会というものがあつて、大学にはあなたが答弁されたように、人事においては学校教育法の第四條を適用してやる、こうなれば基準というものを示して、その基準の範囲内において各大学が自由に取運ぶことができるようにしておくことが、研究の自由及び学問の自由というものが確保されるゆえんだと思つておられます。それを大学設置審議会の運営が紙一重で、口頭で如何にうまいことを言おうとも、運営によつてその大学院の何々教授は適當でないとか、この教授にやらしたほうが適當だとかという点に介入して来るということは、これは私は学問の独立、研究の自由という点から相當に私は重大な問題だと思つておられます。こういうふうな考え方から私は伺つておられるわけですが、大学設置審議会の内部、更に文部省内においてもこれについて何か反省されたようなことはないのをごさいますか。

も先ほど来繰返し申上げておりますように、御自身で大学があつていふふうにお作りになりました大学院基準、これによつてやつておられるわけでございます。決して別に統制めいた性格は本来ないのでございます。ただ運用につきましてはいろいろの場合において起ります誤解或いは摩擦等につきましても、先般来大学設置審議会とされても十分慎重な態度を持しておられるわけでございます。

○矢嶋三義君 要は憲法第二十三條に謳われておりますところの学問の自由はこれを保障する、学問の独立というものは是非とも確保堅持して参らなければならぬ、この線から逸脱するやうなことがあつてはならない、こういうふうには私は考へるものでありますので、今後その点については十分意を払つて頂きたいと思ひます。

我が国の大学の問題についていろいろ伺いたいことがあるのでありますけれども、今度の緊急集会に提案されました本法案は大学院の設置に限定されておりますので、私の質問はこれで打ち切りたいと思ひます。

○岩間正男君 この大学院の学生に対して奨学金がどうなるかという問題ですが、これは大体今文部省で計画されておる全貌をちよつと話してもらいた

○政府委員(稲田清助君) 運営につきましてはお話のように細かい配慮を用いなければならぬという点につきましては私も念願いたしますし、又大学設置審議会自身も常に御注意になつておられることだと考へております。又大学設置審議会を自身の構成も御承知のように大学が相互に寄附りお作りになつた大学基準協会から選んだ人々とか、或いは公立大学の協会、国立大学協会というふうな方面からお選びになつた方を基礎として構成されておりますし、適用いたします基準

○政府委員(稲田清助君) これは旧制大学院と新制大学院に分けて御説明を申上げたいと思ひます。旧制大学院につきましては、現在いわゆる特研究生といたしましては千三百人余り、予算定員といたしましては千四百六十人を用意いたしておりますが、育英会の奨学金を貸与いたしまして、将来その人々が

研究機関に従事いたしますれば、そういう奨学金の返還を免除しようという計画を以ていたしておるわけでございます。その返還免除の点につきましては、前国会に法案を提出いたしましたので、遂に不成立に至りましたけれども、将来そういう方針で行きたいと私もは念願いたしておるわけでございます。この研究奨学生につきましては、従来前期二年、後期三年であつたのでありますが、いろいろ就職その他の状況を見まして、前期三年、後期二年としたわけでございます。

○岩間正男君 新制大学ににつきまして五百名を計上いたしております。○岩間正男君 これにする増額の要求は文部省は聞いておると思うのであります。どうですか。現状を見て増額の要求があるという事は考えていないのですか。額についても、それから該当人員についてもこの要求が非常に出るようでありまして、この点どうですか。

○政府委員(稲田清助君) 御指摘になつております点は旧制大学の特研究生についてだと思ひます。特研究生は先般来りました前期から後期に移る場合にその定員が約四分の一に落ちるわけでございます。四分の一に落ちると、そこで特研究生たることをやめなければならぬ。だから四分の一に落ちなくては、後期の幅をもう少し広くしてくれないかという要求がございます。更にその単価につきましては、昨年末のペース・アップのときに改善いたしましたけれども、現在その単価につきましては恐らく特別に要求はないのじやないかと思ひます。更に返還の猶予免除の問題について成るべく案に免除するようにという要求がございます。これは先ほどお答え申し上げましたように、育英会法の改正が成立しますれば、この改正法規に基いて措置いたしたいと思つております。

○岩間正男君 新制大学は何年くらいですか。○政府委員(稲田清助君) これは修士課程が二年でございます。それから博士課程になりますと、丁度この特研究生に扱ひまして、もう少し単価を増して考えたいと思つておりますが、これはまだ先の計画にいたしたいと思つております。

○岩間正男君 今度の該当者はどのくらいか。今度の予算はどのくらいですか。

○政府委員(稲田清助君) 御指摘になつております点は旧制大学の特研究生についてだと思ひます。特研究生は先般来りました前期から後期に移る場合にその定員が約四分の一に落ちるわけでございます。四分の一に落ちると、そこで特研究生たることをやめなければならぬ。だから四分の一に落ちなくては、後期の幅をもう少し広くしてくれないかという要求がございます。更にその単価につきましては、昨年末のペース・アップのときに改善いたしましたけれども、現在その単価につきましては恐らく特別に要求はないのじやないかと思ひます。更に返還の猶予免除の問題について成るべく案に免除するようにという要求がございます。これは先ほどお答え申し上げましたように、育英会法の改正が成立しますれば、この改正法規に基いて措置いたしたいと思つております。

○岩間正男君 新制大学に何年くらいですか。○政府委員(稲田清助君) これは修士課程が二年でございます。それから博士課程になりますと、丁度この特研究生に扱ひまして、もう少し単価を増して考えたいと思つておりますが、これはまだ先の計画にいたしたいと思つております。

○岩間正男君 今度の該当者はどのくらいか。今度の予算はどのくらいですか。

○政府委員(稲田清助君) 御指摘になつております点は旧制大学の特研究生についてだと思ひます。特研究生は先般来りました前期から後期に移る場合にその定員が約四分の一に落ちるわけでございます。四分の一に落ちると、そこで特研究生たることをやめなければならぬ。だから四分の一に落ちなくては、後期の幅をもう少し広くしてくれないかという要求がございます。更にその単価につきましては、昨年末のペース・アップのときに改善いたしましたけれども、現在その単価につきましては恐らく特別に要求はないのじやないかと思ひます。更に返還の猶予免除の問題について成るべく案に免除するようにという要求がございます。これは先ほどお答え申し上げましたように、育英会法の改正が成立しますれば、この改正法規に基いて措置いたしたいと思つております。

○岩間正男君 新制大学に何年くらいですか。○政府委員(稲田清助君) これは修士課程が二年でございます。それから博士課程になりますと、丁度この特研究生に扱ひまして、もう少し単価を増して考えたいと思つておりますが、これはまだ先の計画にいたしたいと思つております。

○岩間正男君 今度の該当者はどのくらいか。今度の予算はどのくらいですか。

○政府委員(稲田清助君) 御指摘になつております点は旧制大学の特研究生についてだと思ひます。特研究生は先般来りました前期から後期に移る場合にその定員が約四分の一に落ちるわけでございます。四分の一に落ちると、そこで特研究生たることをやめなければならぬ。だから四分の一に落ちなくては、後期の幅をもう少し広くしてくれないかという要求がございます。更にその単価につきましては、昨年末のペース・アップのときに改善いたしましたけれども、現在その単価につきましては恐らく特別に要求はないのじやないかと思ひます。更に返還の猶予免除の問題について成るべく案に免除するようにという要求がございます。これは先ほどお答え申し上げましたように、育英会法の改正が成立しますれば、この改正法規に基いて措置いたしたいと思つております。

○岩間正男君 新制大学に何年くらいですか。○政府委員(稲田清助君) これは修士課程が二年でございます。それから博士課程になりますと、丁度この特研究生に扱ひまして、もう少し単価を増して考えたいと思つておりますが、これはまだ先の計画にいたしたいと思つております。

一応補充があるわけでしょうが、額においてそれを除けばないと思う。こういう点が非常に学生諸君から要望されておるところです。これについて今の大学院の問題と関連して来るのであります。大学院が作られる、こういうことで、実はまあ一般の課程を終つたら、大学院は特殊なものだということとで、そういう適用がだんだん薄くなる、こういう方向を文部省はとつておられるようでありまして、大体大学院をこのように設けなければならぬという現実的な要求は、実は大学というものは、昔の大学に比べて非常に内容的に低下しておつて、いわば昔の高等学校程度である。従つて当然大学院を設けなければ実際の学問の要求は充たされておらない、こういうところから起つておると思う。従つてこれに対する要求というものは非常に現実に起つておると思う。今最近はそのようなことはないというお話はありますけれども、それは文部省にそういうような要求をしておるのかしてないのか知りませんが、我々のところには非常にあるわけなんです。こういう点から考えまして、もつとこの額を非常に殖やすということが重要な課題になつておるのじやないか。大体今の大学生の生活を見ますと、これはしばしば繰返されたように、殆んどがアルバイトをやつておる。最近特徴的に大きく出てるのは、血液クラブというやうなものも大学内で作つておる。東北大学に例を挙げますと、大体この血液クラブには四百人入つておるやうであります。そして月三回か五回、甚だしきに至つては週二回くらい血を売つたりしておる。一回七百元、そう

いうことで何とか学問を続けなければならぬというところの追い込まれておることは、如何にも日本の悲惨な現実を物語つておる。これは東北大学の例だけではありませんが、ほかの大学を見ましてもこういう血液クラブというものが結成されておる。最近では一般の国民の間にもそういうような血液を提供するものができまして、そしてそういう組織ができたために、一回七百元、これも安くなつて五百円くらいに落ちておる。大学のほうの需要が減つておる。非常にこれは血を失はるやうな話で、ここで話すのも痛々しい状態でありまして、こういう状態が起つておることを文相は御存じかどうか、今度これに対して大学院を含めて、一体奨学金の問題というものはもつと根本的に肩を入れて解決しなければならぬ問題であるというふうに考へるのですが、この点についてどういふ見解を持つておられるか、お聞きして置きたいと思ひます。

○国務大臣(岡野清素君) 余りたくさん私は接しておりませんが、私も、学生が血を売つて学問をしておるといふことは耳にいたしておる。その点につきましては私非常に痛心いたしておる次第であります。それで、今回育英資金を、二十九億を三十五億に増して、六億増しておりますが、これで私としては満足いたしております。併しいろいろな事情がございますので、その程度しか額を増すことができなかったのを、この点遺憾に思つております。学生に対して同情をいたしております。

○岩間正男君 根本はどうですか、大学の学生が血を売らなければならぬ

い、血を売るといふ事態を文相は認めますか。これはどうも我々は認められないように思ひますが、そうすると国家の政治の恩恵がそこまで手が入らなかつたと考えられる。現実に今申しました東北大学一つを挙げても、四百人ほど入つて、血液クラブに参加しておる。そしてこれを、相当な自分の勉学の費用或いは生活の費用に充てておるというこの現実ですね。こういうものに對処して今のこの奨学金の問題というやうなものは根本的には何ら解決してない。成るほど六億増えたということを言ひますけれども、これは単価が値上りしておる、更に自然増もある、こういうことが殖えておるのである。何らこれは現実的には殖えておるのではない。こういう現実がはつきりしておるのだ。従つて殖えていないと思う、これはどうでございますか。こういう現実が足下に起つておる、こういうやうなときに、文相としてはこれに對してどういふやうな見解を持たれますか。血を売つて学問を続けておるといふのは余りに悲惨である。このどうも封建時代の遺物のやうな感じが現実の日本には起つておる。この問題、これを文相はどう考えられるか、これを認められますか。

○国務大臣(岡野清素君) お答えいたします。非常に遺憾なことだと存じまして、将来これに對して対策を十分考案しなければならぬと、こう考へております。

○岩間正男君 将来ですか……まあ尤も解散になつたのだから、これは将来ということになるのは仕方がありませんが、甚だ遺憾ですな。

○委員(若木勝蔵君) 他に御発言あ

○岩間正男君 根本はどうですか、大学の学生が血を売らなければならぬ

い、血を売るといふ事態を文相は認めますか。これはどうも我々は認められないように思ひますが、そうすると国家の政治の恩恵がそこまで手が入らなかつたと考えられる。現実に今申しました東北大学一つを挙げても、四百人ほど入つて、血液クラブに参加しておる。そしてこれを、相当な自分の勉学の費用或いは生活の費用に充てておるというこの現実ですね。こういうものに對処して今のこの奨学金の問題というやうなものは根本的には何ら解決してない。成るほど六億増えたということを言ひますけれども、これは単価が値上りしておる、更に自然増もある、こういうことが殖えておるのである。何らこれは現実的には殖えておるのではない。こういう現実がはつきりしておるのだ。従つて殖えていないと思う、これはどうでございますか。こういう現実が足下に起つておる、こういうやうなときに、文相としてはこれに對してどういふやうな見解を持たれますか。血を売つて学問を続けておるといふのは余りに悲惨である。このどうも封建時代の遺物のやうな感じが現実の日本には起つておる。この問題、これを文相はどう考えられるか、これを認められますか。

○国務大臣(岡野清素君) お答えいたします。非常に遺憾なことだと存じまして、将来これに對して対策を十分考案しなければならぬと、こう考へております。

○岩間正男君 将来ですか……まあ尤も解散になつたのだから、これは将来ということになるのは仕方がありませんが、甚だ遺憾ですな。

○委員(若木勝蔵君) 他に御発言あ

りませんか……本案に対するところの御質疑は終了したものと認めて御異議を申しません。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若木勝蔵君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○堀越徳郎君 賛成でございます。

私は希望を申し上げたいと思います。先ほど矢嶋君の質問によつても明らかであるのでありますが、それに対する文部当局の御答弁は私に意に満たないものであります。本年度卒業する新制大学の卒業生の大学院を希望しておる者の数をまだ御調査になつておられないのであります。すでに卒業年度になつて就職する者、或いは大学院に行きたい希望の者はつきりしてゐると思うのであります。もう少し御親切に調査されれば希望者の数が把握できるのじやないか、この点甚だ遺憾に思うので、希望者が多数あるにもかかわらず、大学設置審議会でありまして、大学設置要領によつて教授一人当たり大体二人ぐらいという基準で定められて、多数の進学希望者を阻まれるような措置になつておるといふことは甚だ遺憾だと思ふのであります。必ずしも多数を擁する必要はないかも知れませんが、大学教授一人に対して二人ぐらいに世話ができればという基準にはもう少し考慮を要する余地はありはしないか。専門に学問を究めようという学生でありますから、試験によつて三人でも四人でも十分で得るのじやないか、こういう点を考慮されて、実施に當つて希望者の数をできるだけ収容できる御考慮を得たいと思ふのであ

ります。それは先ほどの矢嶋君の質問にあつたように、旧制大学においては一万二千名も出ておる。ところがそれに匹敵するような新しい新制大学の大学院は定員三千名と切られおるといふ、その点、四分の一に減つてゐるわけでございます。新しい高等学校も新制大学も、旧制に比べると非常に学力の低下していることは、これははつきりわかつてゐるだらうと思ふのであります。殊に新制大学においては二年間というものは一般教養を、専門的な知識を得るのは僅かに二年でありまして、その間一般文化の向上という点においてはこれは認められるのであります。更に深く研究するといふ専門的知識を得るには非常に貧弱であらうと思ふのであります。これを与えるにはどうしても大学院といふものが必要になつて来るのであります。その大学院を設けられるに當つて、大学設置基準の基準要領によつて極く固く考えられてゐるということ、甚だ私は遺憾と思ふので、その点十分考慮されて、進学希望者をできるだけ収容できるようお考えになり、更に大学院の設置についてはもつと拡充できるような御考慮を払われんことを希望して本案に賛成いたします。

○矢嶋三義君 私は本法律案に賛成の意を表明するものであります。先ず第一に本法律案の提案理由に示されてゐるように、緊急事項として本緊急集案に提案されたことを受当と認めます。それから次に戦後我が国の大学並びに官、民間を通じての諸研究機関において基礎的並びに応用的研究の施設、設備が諸外国に比して非常に低

位にあるといふことは否定することのできないところでございます。ここに学年進行によつて一応十二の大学に大学院を設けられるのであります。希望といたしまして、先ず学校教育法の第六十五條、これが十分活かされるように配慮を要請すると共に、第二点といたしましては、只今堀越委員からも述べられました、広く門戸を開放するところの処置を講じ、学生諸君の研究心を満足させるように処置しなければならぬ。

第三点といたしましては、戦後の我が国の教育諸法規並びに教育のあり方といたしましては、基本的に教育の機会均等といふことがあつてございまして、この教育の機会均等といふことを絶対に忘れない、この基本線に沿つて今後大学院の運営をして頂きたい。具体的に申上げますならば、旧制大学当時でも大学院に残り、或いは大学院以外に大学に残つて研究を続け得る学生諸君といふ者は、当時の華族様か或いは資産階級のいわゆる特権階級の子弟の一部に限定されておつたと私は思ひます。教育の機会均等が打立てられた現代において、学生諸君が、岩間君の質問にもありましたように、優秀ではあるが、家計困難のために、素質を持ちながらも學術の研究ができないといふことは、教育機会均等という立場から本人に氣の毒であると同時に、国家的に考えた場合においても、人物経済の立場から非常に損失だと、こういうふうにも考えますので、教育の機会均等の精神を生かし、心身ともに優秀な学生でありましたならば、如何に家庭が貧乏かどうともその研究心を十分満足させ、ひいては国家の再建に寄与

できる、學術、文化の向上に寄与させることができるように今後意を払わなければならぬ。是非ともそういうふうに政府当局で善処することを強く要請いたします。私は賛成の討論を終る次第であります。

○委員長(若木勝蔵君) 他に御発言はございませんか。

○岩間正男君 私はこの法案に遺憾ながら反対せざるを得ないのであります。

第一に先ずこんなに押詰つた緊急集案でこの法案を審議しなければならぬといふところに追い込んで来たところの政府の責任を私は問いたたいと思ふ。もう少し十分な準備をして学制の整足をしなければ、これはあらゆる困難が起るといふことは六三制によつてすでに証明されておる。大学院の今度作られるといふのは、まるでところてん式に、年齢がもう大学を終つて、それからまあ当然大学院に入る生徒もあるのだから止むを得ない、いわば進退谷まつたといふ恰好で以てこの法案を通さなければならぬ。こういう形ではこれはやるべきやうな筋合いのものではない。もつと一國のやうに文教政策の中に根本的なやうな施策が貫いておつて、そして十全なる準備と態勢を整えて、然る後に整足しなければ、それをやらぬことによつて、いつても整足したものは榮養不良で、名目だけは大学院であり大学であり、看板は掲げておりますけれども、内容は甚だ貧困であります。こういうやうな植民地的様相を呈しておるのであります。そういう点から何か一種の、この大学院を作るといふことによつて、そういう止むを得ない面から仕方がないとい

う形でこの法案に賛成せざるを得ないところに迫られた形を通すことは私は不面目だ、こういうことではないかと思ひます。これが反対の第一点であります。

第二点は、この法案について十分に内容を審議するところ少いのであります。が、大体先ほど問題になりましたところの大学設置審議会、この審議会の案といふのは非常に審議会そのものが、構成が、これは官僚的であると思ふ。もつとやはり學の平等、自由といふものを開放し、本當に國民の大学を作るといふ建前からすれば、もつとこゝういふやうな大学に対する見解といふものを広く國民の間から求めなければならぬ。而るにこの構成を見ますといふと、いわゆる専門家といふやうな建前で以てこれは独断されておるのであります。こゝういふ点から作られる大学院といふものは、國民の大学院になることは到底できない、当然性格上……。そして再び昔の獨善的な大学の形態を作り出す危険が十分にある。こゝう考へるのであります、新しい時代の學制体系の面から見まして、この大学院といふものが再び昔の旧帝國大學時代的、象牙の塔に立籠るというやうな空氣をこれによつて醸成するといふやうなことが起るといふと、非常にこの点は日本文教政策の不幸だといふやうに考へるのであります。

第三点は、やはりこれに対する財政的裏付けの問題であります。日本の教育改革のすべてを見まして全般的に問題になることではあります、財政的な裏付けが実に十分でない。今日大学院を整足させるといふことを言つておりますが、そのいわば仮装建築といわれます

ところの大学院の実体はどうか、誠にこれは問題にならない。ここで多く言を費す必要はないほどであります。研究室の状態、それから教授の研究費の問題、或いは研究施設の問題、更にいろいろな諸設備、更にこれを選定するところの運営費、こういうものにおいて実にこれは貧困を極めておる。そういうような母体の上に大学院を作つたものとしても、これは明らかに栄養不良に陥るだらうと思ふのであります。先ほど私は質問の際に、学生の奨学金の問題を一例として挙げたつもりであります。この一例を見ましても、如何に現実はいかような名前だけ、体裁だけいいところの名目的な……、学制を真に培養するような経済的な基礎に欠けておるかということ、これは明らかに示しておるのであります。こういう点から考えて、少くとも文教予算の十全なこれに対する裏付けというものが行われないうるならば、そうして日本にもこのような大学院ができた、これが学の最高権威であるというふうな一つの幻想を持つとするならば、これは日本教育改革、教育体系の中で全面的なやほり一つの錯覚に陥るのじやないかというふうな考えられたわけであり、また、こういう点から考えまして、どうしても大学院を設置するならば、それだけの財政的準備を政府は今までとらるべきであつたと思う。ところがこの点において甚だ欠ける点があつた。こういう形で満足するところの大学に對して、私たちは多く期待することができない。

こういふ点から考えて、私は今反對論として挙げましたそういう点を十全にこれは改革するというような、そしてその面に立つて初めて本當のこれは大学機能というものがここで営まれるのだという観点から、現実に止むを得ないから、仕方ないのだからという形でこういうものを満足させて、あとはこれに十分な栄養を送り得ないという現在の文教政策そのものの一つと関連しまして、この法案に賛成することができないのであります。

○委員長(若木勝藏君) 他に御発言はありませんか。……別に御意見もなければ、討論は終局したものと認め、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若木勝藏君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(若木勝藏君) 多数でございます。よつて国立学校設置法の一部を改正する法律案は多数を以て可決することに決定いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとしまして、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若木勝藏君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二条により

まして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成された方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

岡田 信次 白波瀬米吉  
堀越 儀郎 高橋 道男  
西田 天香 山本 勇造  
矢嶋 三義 油井賢太郎  
木内キヤウ 高田なほ子  
川村 松助

○委員長(若木勝藏君) 署名漏れはございませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若木勝藏君) 本日の委員会はこれを以て散会いたします。  
午後零時二十八分散会